

Okinawa Guarantee Disclosure 2025

沖縄県信用保証協会の現状

CONTENTS

ごあいさつ	1
沖縄県信用保証協会の概要	2
事業概況	4
主な取り組み	7
●創業支援の取り組み	
●経営者保証に依存しない保証への取り組み	
●経営支援の取り組みについて	
●SDGsへの取り組みについて	
中期事業計画／令和7年度経営計画	12
信用補完制度について	14
●信用保証制度のしくみ	
●信用保険制度のしくみ	
信用保証の利用について	16
●信用保証をご利用いただける方について	
●信用保証制度の内容と条件	
●責任共有制度について	
●信用保証料について	
令和6年度 決算	18
●貸借対照表	
●収支計算書	
コンプライアンスの基本方針	22
個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）	23
組織機構図	24
事業所及び窓口のご案内	25

平素より、沖縄県信用保証協会の業務運営につきまして、格別のご理解とご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、「沖縄県信用保証協会ディスクロージャー誌2025」を作成いたしました。本誌を通じて、多くの皆さまに当協会とその業務に対するご理解を一層深めていただければ幸いに存じます。

県内景気は、不安定な世界情勢の影響や物価高騰、人手不足等の懸念材料はありますが、コロナ禍からの正常化が進み、個人消費の持ち直しや入域観光客の増加等による観光関連産業の復調などを背景に拡大基調で推移するものと期待されております。

一方で、県内中小企業においては、業況回復に至らない企業もみられ、仕入価格・原材料費や人件費の上昇、人手不足の深刻化、後継者不足による事業承継問題など、経営課題が多様化しており、県内中小企業を取り巻く経営環境は予断を許さない厳しい状況が続くものと考えております。

こうした環境のなか、当協会は公的保証機関としての責任を果たすべく、信用保証制度を通じた資金調達支援はもとより、創業、経営改善、事業再生など、事業者の皆さまの多様なニーズに応じた取り組みを推進しております。

今後も、関係機関との連携を密にし、県内の中小企業が持続的に発展できるよう、役職員一丸となって事業者の皆さまへの支援に尽力してまいります。

引き続き、皆さまのご理解とご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年9月
沖縄県信用保証協会

会長 **安慶名均**



信用保証協会の役割

信用保証協会は、「信用保証協会法（昭和28年8月10日法律第196号）」に基づく法人で、中小企業者が事業に必要な資金を借り入れる際、その公的な保証人となり、企業の健全な発展を支援することを目的としています。

信用保証協会事業の基本理念（信用保証理念）

信用保証協会は、

- ①事業の維持・創造・発展に努める中小企業者に対して、
- ②公的機関として、その将来性と経営手腕を適正に評価することにより、企業の信用を創造し、「信用保証」を通じて、金融の円滑化に努めるとともに、
- ③相談、診断、情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより、中小企業の経営基盤の強化に寄与し、
- ④もって中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献する。

沖縄県信用保証協会のスローガンのご紹介

沖縄の明日を支える皆さまと共に

沖縄の経済を支える事業者の皆さま、そこで働く従業員の皆さま、ならびに金融機関及び支援機関の皆さまと共に歩み、時には架け橋となって、事業の安定と成長に貢献したいという想いを込めました。

令和3年4月策定

プロフィール

設立認可	昭和36年8月3日
根拠法	信用保証協会法（昭和28年法律第196号）
基本財産	148億46百万円 内訳（基金89億87百万円） 基金準備金58億59百万円）
保証債務の最高限度	基本財産の35倍（定款第7条）
保証債務残高	件数：24,104件 金額：2,696億円
利用企業数	16,782企業（保証利用度37.8%） ※県内対象事業者数44,368企業 中小企業者数：令和5年12月13日中小企業庁公表資料 「都道府県・大都市別企業数、常用雇用者数、従業者総数 [民営、非一次産業、2021年]」
役職員数	理事12名（非常勤9名） 監事3名（非常勤2名） 職員64名
所在地	那覇市前島3丁目1番20号 (令和7年3月31日現在)

役員

会長 安慶名 均 常勤	理事 新城 一史 非常勤 沖縄海邦銀行代表取締役頭取
専務理事 松永 享 常勤	理事 喜友名 勇 非常勤 コザ信用金庫理事長
常務理事 當間 達巳 常勤	理事 小橋川 篤夫 非常勤 沖縄県中小企業団体中央会会長
理事 知念 百代 非常勤 沖縄県商工労働部長	理事 米須 義明 非常勤 沖縄県商工会連合会会長
理事 知念 覚 非常勤 那覇市長（沖縄県市長会）	監事 屋我 嗣治 常勤
理事 當眞 淳 非常勤 宜野座村長（沖縄県町村会）	監事 安慶名 貢 非常勤 沖縄県産業振興公社事務局長
理事 島袋 健 非常勤 琉球銀行取締役頭取	監事 本永 敬三 非常勤 公認会計士
理事 山城 正保 非常勤 沖縄銀行取締役頭取	

(令和7年7月1日現在)

沿革

昭和36年8月3日	社団法人沖縄信用保証協会 設立認可
昭和38年7月31日	信用保証協会法制定（琉球政府第50号）
昭和38年12月26日	特殊法人沖縄信用保証協会に改組
昭和47年5月15日	本土復帰に伴い、日本国法の全面適用を受け、沖縄県信用保証協会に改組
昭和51年7月1日	中部支所を開設
昭和52年2月1日	北部・八重山連絡所を開設
昭和56年6月10日	宮古連絡所を開設
平成20年4月1日	中部支所を中部分室に変更
令和4年4月1日	中部分室及び連絡所（北部・八重山・宮古）を閉鎖し、本所へ統合

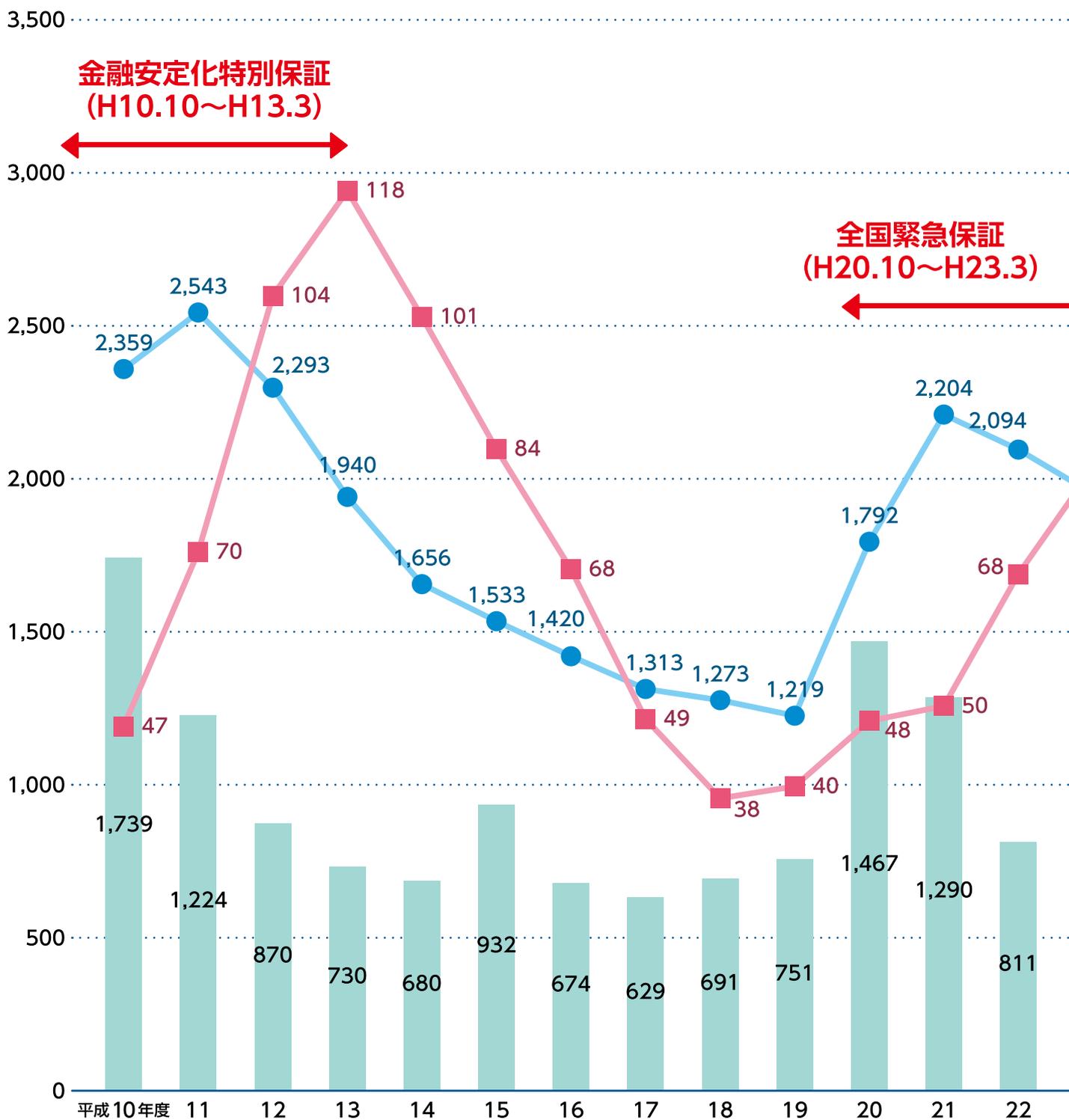
事業概況①

令和6年度事業概況

(単位：件、百万円)

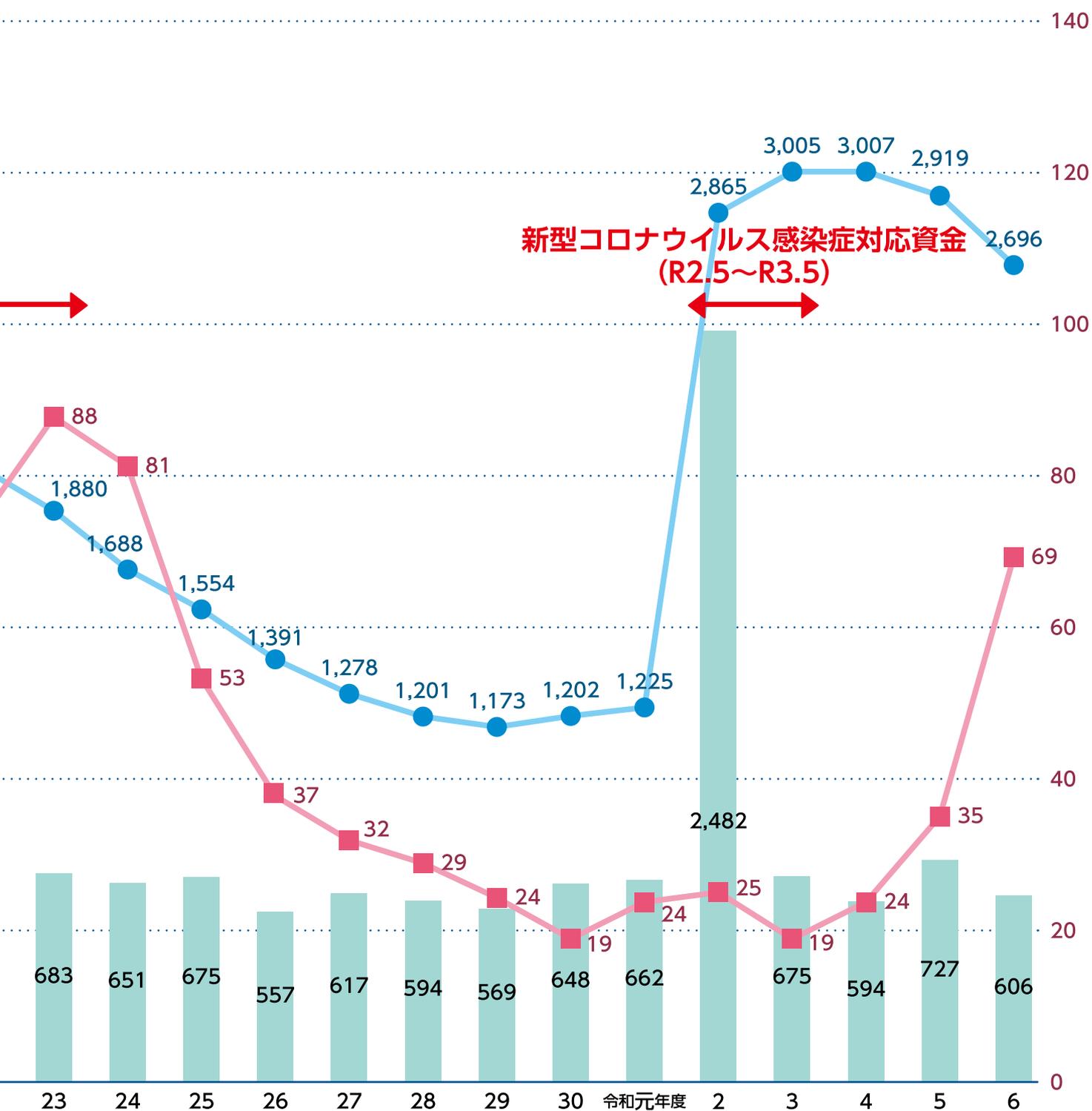
	保証承諾	保証債務残高	代位弁済
件数	4,304	24,104	748
金額	60,598	269,605	6,911

保証承諾・保証債務残高・代位弁済の推移 (平成10年度～令和6年度)



■ 保証承諾金額 ● 保証債務残高金額 ■ 代位弁済（元利）金額

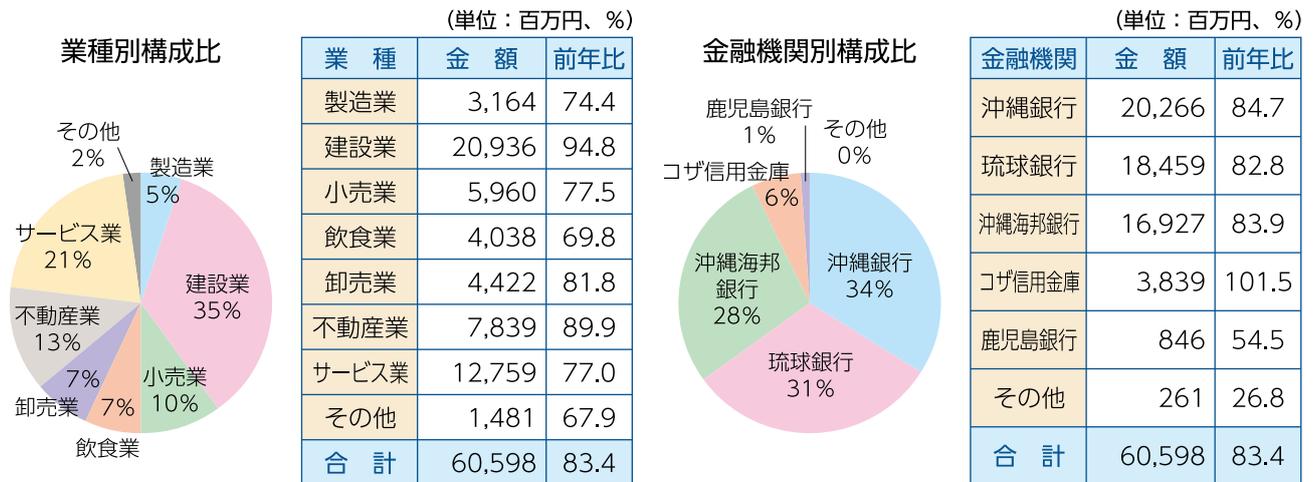
(単位：億円)



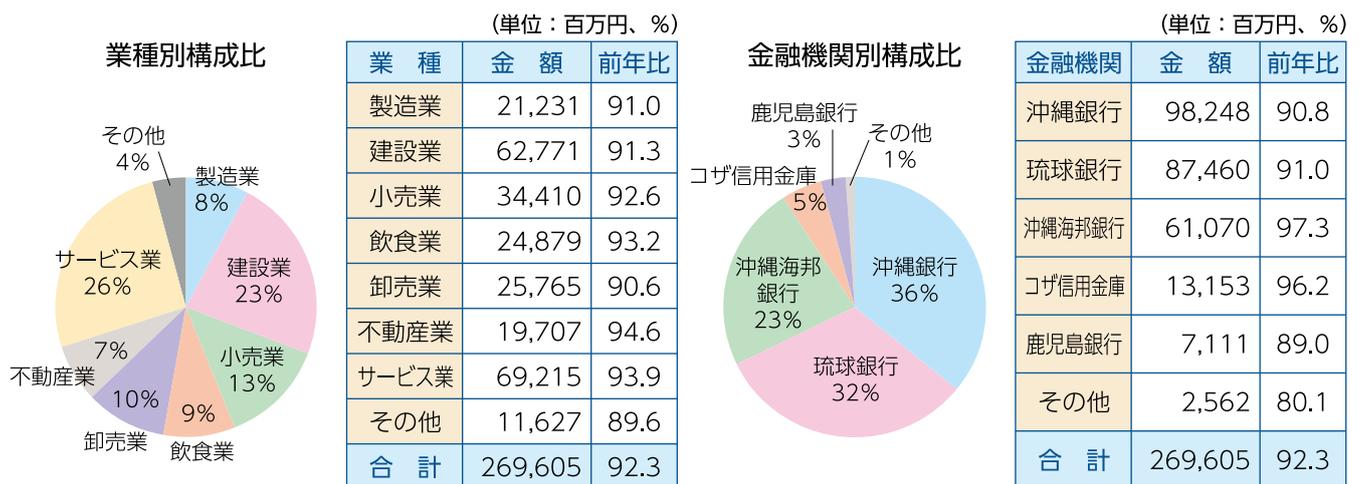
事業概況②

令和6年度 状況

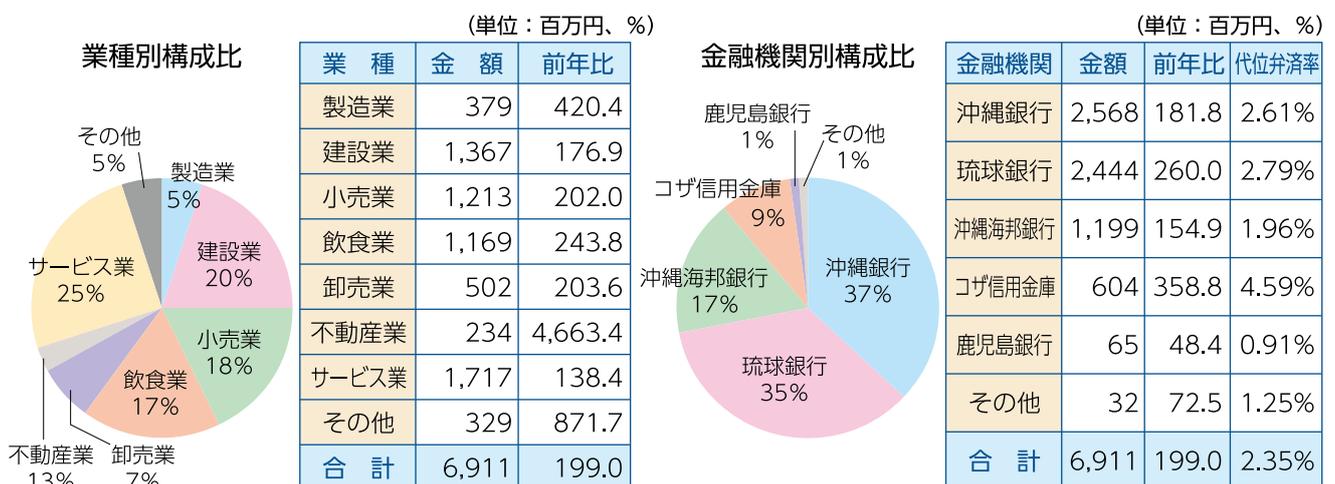
保証承諾



保証債務残高



代位弁済



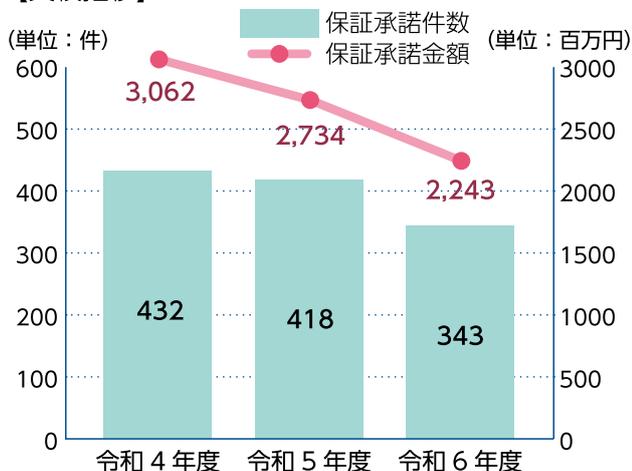
※金融機関別構成比については保証債務残高順に掲載

主な取り組み

創業支援の取り組み

■創業者向け資金の実績（創業支援課）

【実績推移】



■創業者向けセミナー

●当協会主催

当協会主催による創業者向けセミナーを開催しました。メイン講師として株式会社ビジョンプロジェクトの我那覇聖氏をお招きし、事業計画書の作成をテーマに、全3回のステップアップ形式でセミナーを開催し、延べ81名（実数32名）の方にご参加いただきました。セミナーでは、事業計画の作成を通じて、自身のビジネスモデルを改めて見直し、競合に対する優位性や自らの強みを再確認できたとの感想をいただきました。

【セミナー概要】

- 第1回「計画書に必要な要素を知ろう！」
- 第2回「起業・創業に向けた計画書を作ってみよう！」
- 第3回「ここだけは押さえよう！計画書のポイント！」



セミナーのチラシ

- 外部機関主催のセミナー等への職員派遣
那覇商工会議所「創業塾」 R6.9.1及びR6.9.29
沖縄商工会議所「創業塾」 R6.12.8
コザ信用金庫「創業スクール」 R6.9.28
なはし創業就職サポートセンター
「創業支援講座」 R6.10.11
「起業・開業に役立つ！トークイベント＆個別相談会」 R6.7.31

■教育機関との連携

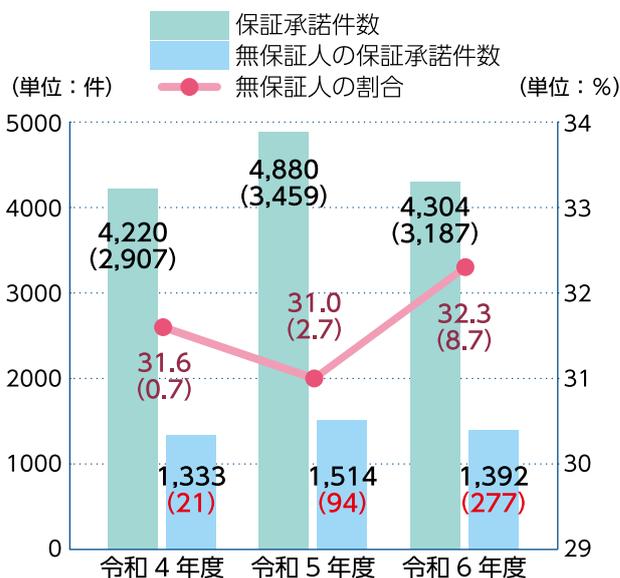
新たな試みとして、専修学校ビューティモードカレッジ（美容科）の学生を対象に、当協会の役割の紹介やキャリア教育を目的とした出張講義を行いました。



専修学校ビューティモードカレッジにおける出張講義の様子（令和6年10月29日）

経営者保証に依存しない保証への取り組み

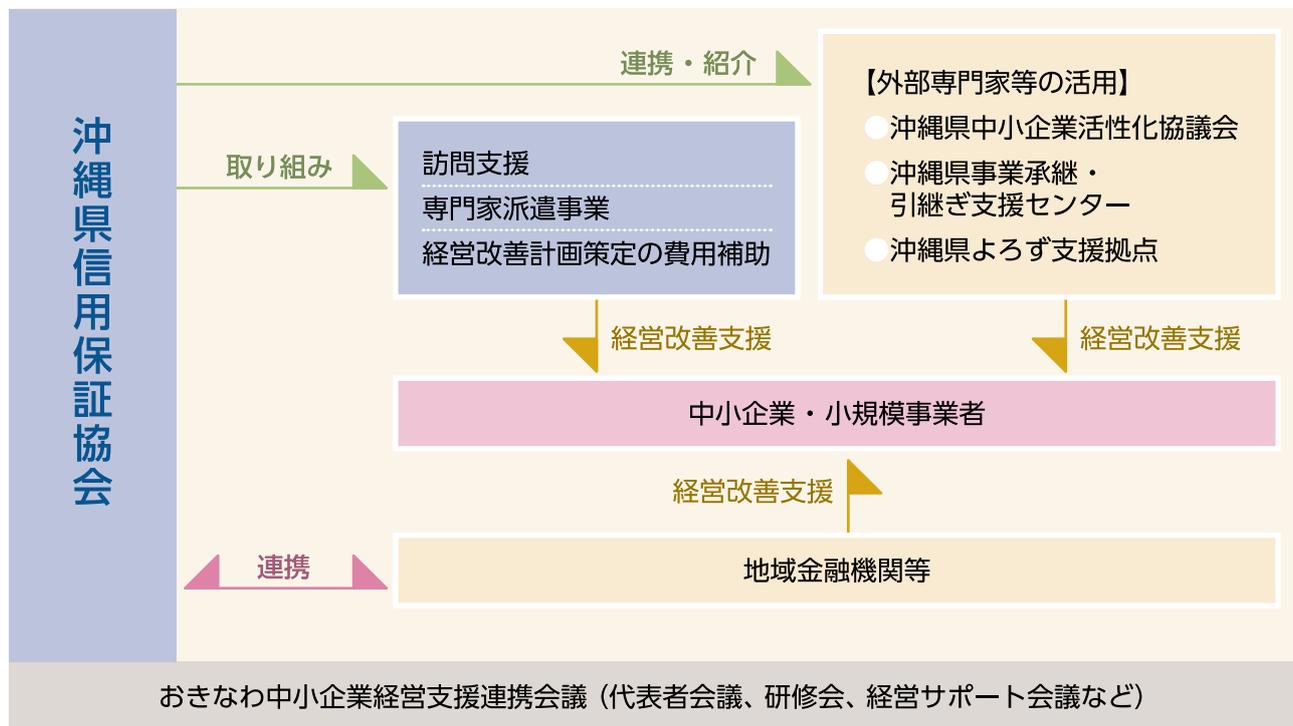
令和6年度においては、経営者保証非提供促進保証などを活用した経営者保証免除の取り組みを推進したことにより、法人のみの保証承諾に係る無保証人の件数は277件となり前年度の約3倍となりました。



※()は、法人のみの保証承諾件数及び割合

経営支援の取り組みについて

経営改善支援の概要



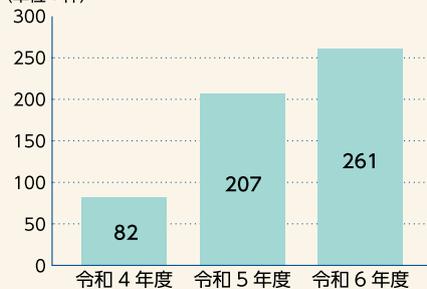
■早期の経営支援相談を実施

早い段階でお客様の実態把握と課題解決に向けた経営支援に取り組むため、金融機関と連携して当協会職員による訪問面談を実施しています。その他、元金据置中の一部のお客様には、返済開始の約2か月前にダイレクトメールを送付し、早期の相談ならびに各種支援機関の情報提供に努めています。

【実績推移】

経営支援
における
訪問面談

(単位：件)



■専門家派遣事業

一般社団法人沖縄県中小企業診断士協会と連携し、中小企業・小規模事業者の経営課題に対して、中小企業診断士などの専門家を派遣しています。

経営診断や経営改善計画策定、フォローアップ診断を通じて、事業者の状況に応じた支援を行っています。

【実施実績】

専門家派遣事業

(単位：者)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経営診断	9	13	31
経営改善計画策定	11	19	12
フォローアップ診断	2	4	2

■おきなわ中小企業経営支援連携会議

代表者会議を開催（令和6年5月30日）し、6金融機関および11関係機関にご出席いただきました。会議では「物価高や人手不足による経営環境への影響やアフターコロナにおける中小企業の二極化の現状」について意見交換を行いました。また、幹事団体の実務担当者が出席する運用会議を2回開催し、連携体制の強化を図りました。

■おきなわ中小企業経営支援連携会議 実務担当者向けの研修会

当協会が事務局を務める研修会を2回開催し、延べ274名の方にご参加いただきました。

【第1回】 令和6年10月28日・29日

講演内容「業種別支援の着眼点」

講師：北門信用金庫 伊藤貢作 氏



研修会の様子（第1回）

【第2回】 令和6年11月28日

講演内容「中小企業の売上アップ支援3つのポイント」

講師：株式会社やろまい 代表 秋元祥治 氏



（第2回）

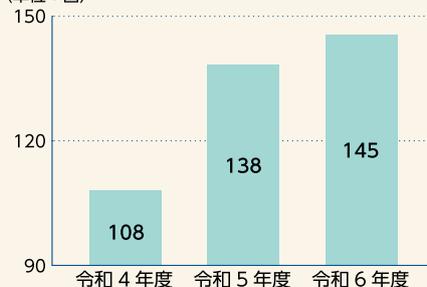
■経営サポート会議

経営サポート会議は、中小企業の早期の経営改善や再生を目的に、信用保証協会が事務局となり、中小企業者、金融機関、関係者が一堂に会し、個々の中小企業者の課題解決に向けた協議を行っています。

【実績推移】

会議開催

（単位：回）



■関係支援機関との連携

- 沖縄県よろず支援拠点主催「沖縄県地域支援機関連携フォーラム」へパネリスト参加 R6.6.20
- 内閣府沖縄総合事務局主催「中小企業活性化フォーラム」へパネリスト参加 R7.2.4

■再生支援等への取り組み

沖縄県よろず支援拠点との連携のもと求償権消滅保証を1件実施しました。

※求償権消滅保証とは…信用保証協会による代位弁済後も経営改善に取り組む中小企業者に対し、一定の要件を満たせば求償権を消滅させる制度で、再挑戦を後押しします。

【実施実績】

求償権消滅保証

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数	0件	1件	1件
金額	—	5,000万円	8,000万円

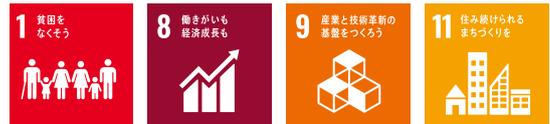
SDGsへの取り組みについて

当協会は国連が提唱するSDGs（持続可能な開発目標）の趣旨に賛同することを宣言し、持続可能な社会の実現に向けて以下の分野に対しSDGsへの取り組みを進めています。

■SDGsの達成に向けた取り組み

〈経済分野〉

- ①金融機関や関係支援機関と連携し、中小企業者の金融の円滑化に努めるとともに、県内経済の発展へ貢献
- ②県内経済のセーフティネット機能としての役割を担い、自然災害や経済的危機等の発生時において中小企業者への事業継続に必要な金融支援に対応
- ③創業時の創業相談から資金調達支援、創業後のフォローアップを通し、創業者に対する手厚いサポートを行い、企業の成長を促進
- ④おきなわスタートアップ・エコシステム・コンソーシアムに加盟し関係機関と連携した、スタートアップの促進や課題解決と新事業・新産業創出への取り組み
- ⑤多様化する中小企業者の課題に対して関係機関と連携し、経営改善支援や事業承継支援への取り組みによる企業の持続的な成長の後押し



〈社会分野〉

- ①創業者や創業予定者を対象とした創業セミナー等を通して起業意欲の醸成や起業に対する不安解消に努め、多様な働き方を促進
- ②人材育成への取り組みとして、職員を対象とする事業者支援能力の向上を始めとする様々な研修への参加を促進
- ③職員の有休取得の推進による充実したワークライフバランス実現への取り組み
- ④仕事と子育ての両立を図るべく、職員同士の育児に対する理解を深め、男性も育児に積極参加するための男性職員が育児休暇が取得しやすい環境整備への取り組み



〈環境分野〉

- ①保証申込手続きの電子化や電子保証書の推進、保管文書の電子化等によるペーパーレス化を行い環境への負荷低減に貢献
- ②通年ノーネクタイや通年かりゆし着用によるクールビズを推奨し、節電による環境への負荷軽減に貢献



■おきなわSDGsパートナー登録

当協会ではSDGsへの取り組みを推進するため、令和6年8月1日付で「おきなわSDGsパートナー」への登録を行いました。



■おきなわSDGs プラチナパートナーの認証

令和6年度おきなわSDGs 認証制度において、これまでの取り組み状況や今後のアクションプランが評価され、沖縄県より「おきなわSDGs プラチナパートナー」に令和7年2月10日に認証されました。



認証式の様子(左:玉城沖縄県知事、右:謝花前会長)

【当協会の認証制度に基づくアクションプランの概要】 令和7年1月策定

取組概要			今後2年間のKPI	
経済分野	新たな信用保証制度の創設	SDGsに取り組む中小企業の成長を後押しするため、SDGsに関連した新たな信用保証制度を創設する	保証承諾実績	→10億円/年
社会分野	創業者向けセミナーの開催	創業者が自己実現能力を高め、理念を持った創業を実現できるよう、各種セミナーを開催する	セミナーの来場者数	32人/年 ⇒60人/年
環境分野	電子保証書の推進	ペーパーレス化と円滑な融資実行に向け電子保証書を推進する	信用保証書全体に占める電子保証書の構成比	26.9%⇒90%
環境分野	保証申込電子化の推進	ペーパーレス化と円滑な融資実行に向け保証申込電子化を推進する	保証申込全体に占める保証申込電子化の構成比	0.8%⇒50%

令和6年度の取り組み状況

- 男性の育児休業取得推進：令和6年度 1名取得
※直近5年（R2年度以降）の取得状況：80%（取得者4名/対象者5名）
取得者の平均育児休業期間：4.25カ月
- サステナビリティボンド（債権）の購入：令和6年度実績 1億円
- 環境負荷を考慮したノベルティの制作：エコバッグ(再生PETポリエステル生地を使用)



保証申込の電子受付を開始

令和6年7月から、当協会と琉球銀行との間で、県内初となる信用保証協会電子受付システムの運用を一部支店にて開始し、令和7年4月より琉球銀行全店舗にて運用を開始しました。

本システムについては、従来の保証申込書類の持込みや郵送に比べ、送付手続きのスピードアップやペーパーレス化が実現できます。また、申込後の状況を連携することで、案件進捗状況の把握が得意事業者の資金需要に迅速にお応えすることが可能となります。

なお、令和7年7月にコザ信用金庫全店舗にて運用を開始しており、当協会としては他金融機関においても保証申込電子化導入に向けて推進を行っています。

保証申込電子化の全体イメージ



保証申込データ

案件進捗状況



保証申込データ

案件進捗状況



中期事業計画（令和6年度～8年度）

沖縄県信用保証協会は、地域に根差す公的保証・支援機関として、信用保証を通じた金融の円滑化に努めるとともに、多様化する中小企業の課題に対してライフステージに即した支援を行うべく、「質の良い信用保証の提供」、「お客さまの満足度向上と保証利用度の拡大」、「経営基盤の充実」、「中小企業の振興と地域経済の発展への貢献」の主要施策を掲げ、中小企業の資金繰り改善、経営改善を伴走支援し、中小企業の持続可能な発展に貢献すべく以下に掲げる事項を主要項目として取り組むこととする。

【保証部門】

- ①新型コロナウイルス感染症や、物価高騰・人手不足等により影響を受けた中小企業への経営安定に向けた資金繰り支援
- ②経営者保証に依存しない保証への取り組み
- ③創業、事業承継等の多様化する中小企業のニーズへの対応
- ④中小企業への安定的な資金繰り支援に向けた金融機関等支援機関との連携強化
- ⑤業務効率化等による顧客サービスの向上

【期中管理・経営支援部門】

- ①関係機関と連携した経営支援の推進
- ②関係機関と連携したモニタリングの推進及び経営支援の効果的な実施への取り組み
- ③関係機関と連携した創業前から創業後まで一貫した創業支援体制の充実
- ④経営支援・創業支援担当者の能力向上

【管理部門】

- ①効率性を重視した管理・回収
- ②経営支援、再生支援及び再チャレンジ支援への取り組み

【その他間接部門】

- ①コンプライアンス体制の充実
- ②反社会的勢力の排除
- ③危機管理体制の整備
- ④人材の確保・育成
- ⑤働き方改革の推進
- ⑥業務の効率化及び電子化の推進
- ⑦広報活動の推進

令和7年度経営計画

【業務環境】

令和7年度の県内景気は、不安定な世界情勢、米国新政権の政策などの影響や物価高騰、人手不足等の懸念材料はあるものの、基幹産業である観光関連産業において、外国人観光客の増加や本島北部の大型テーマパーク開業に伴う観光需要の喚起効果等により好調に推移すると見込まれ、個人消費も堅調な県内需要と観光需要を背景に回復していくとみられることから、拡大基調で推移すると期待される。

一方、県内景気が拡大基調で推移すると見込まれるなかで、県内中小企業においては物価高騰、人手不足等により景気の波に乗り切れずコロナ禍以降、業況回復できない企業もみられる。特に小規模零細企業においては、仕入価格や人件費の上昇、今後見込まれる金利の上昇を吸収できない企業の増加が懸念される。

【業務運営方針】

沖縄県信用保証協会は、地域に根差す公的保証・支援機関として、「質の良い信用保証の提供」、「お客さまの満足度向上と保証利用度の拡大」、「経営基盤の充実」の主要施策を掲げ、中小企業の経営課題が多様化していることを踏まえつつ、資金繰り支援に留まらない、事業者の実情に応じ、一歩先を見据えた経営改善・事業再生・再チャレンジ支援等に取り組む。特に保証付き融資の割合が高い創業期にある事業者を主要支援先と捉え、ター

ゲティングを用いたモニタリング等による早期の支援を行うことにより、中小企業の振興と地域経済の発展に貢献する。

【保証部門】

- ①物価高騰・人手不足等により影響を受けた中小企業の資金繰り支援
- ②創業のノウハウ蓄積、創業前から創業後の一貫した創業支援体制の拡充
- ③経営者保証に依存しない保証への取り組み
- ④多様化する中小企業のニーズに対応した保証制度の充実
- ⑤中小企業への安定的な資金繰り支援に向けた金融機関等支援機関との連携強化
- ⑥業務効率化等による顧客サービスの向上

【期中管理・経営支援部門】

- ①関係機関と連携した経営支援等の推進
- ②関係機関と連携したモニタリングの推進及び経営支援の効果的な実施への取り組み
- ③経営支援担当者の能力向上

【管理部門】

- ①効率的な求償権の管理・回収
- ②経営改善・事業再生・再チャレンジ支援

【その他間接部門】

- ①コンプライアンス体制の維持・向上
- ②反社会的勢力等の排除
- ③危機管理体制の整備
- ④計画的な人材の確保・育成
- ⑤働き方改革の推進
- ⑥業務の効率化及び電子化の推進
- ⑦広報活動の推進
- ⑧SDGsへの取り組み推進

令和7年度事業計画主要数値

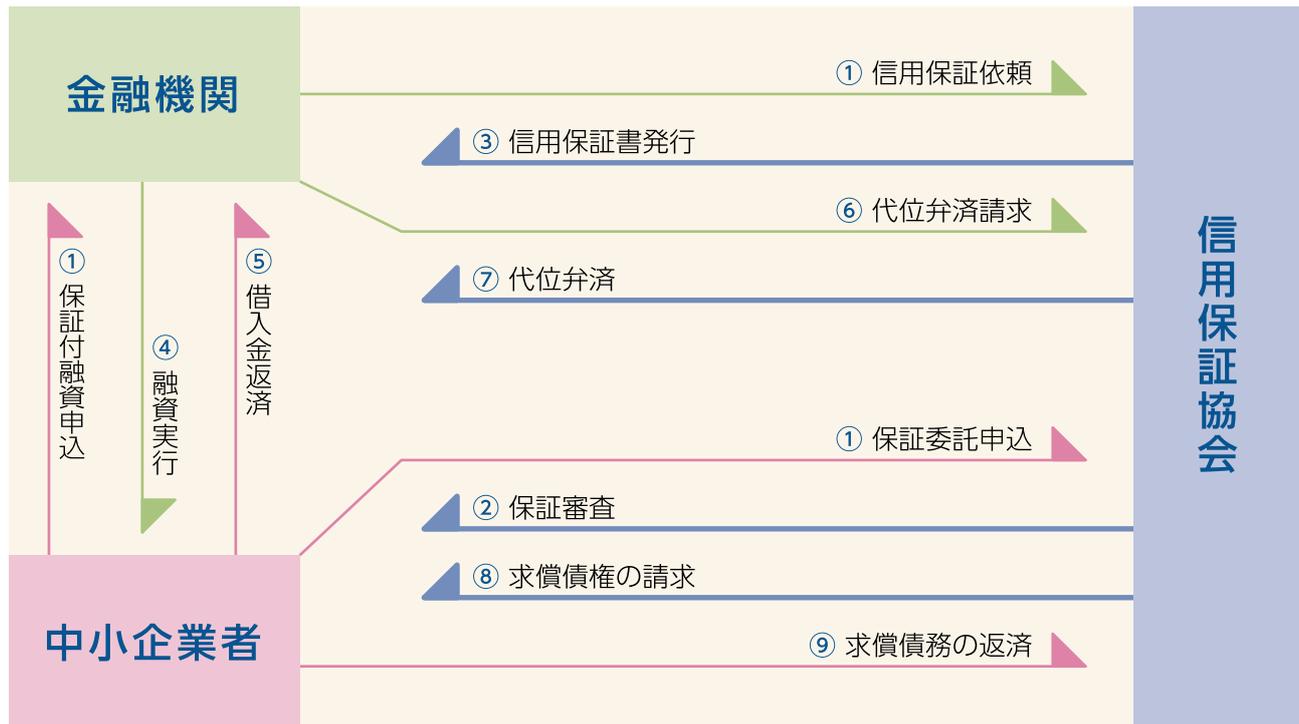
項目	金額	対前年度計画比	対前年度実績比
保証承諾	600億円	88.2%	99.0%
保証債務残高	2,410億円	89.5%	89.4%
代位弁済	75億円	150.0%	108.5%
実際回収	8億円	88.9%	101.5%

信用補完制度について

中小企業者が金融機関から事業資金の融資を受ける際、信用保証協会が公的な保証人となり資金調達をサポートし、企業の育成を金融の側面から支援する制度が信用保証制度です。

この制度を強固なものとするために信用保険制度があります。信用保険制度は、信用保証協会が行う信用保証リスクを日本政策金融公庫の再保険によりカバーする制度です。2つの制度を総称して信用補完制度といいます。

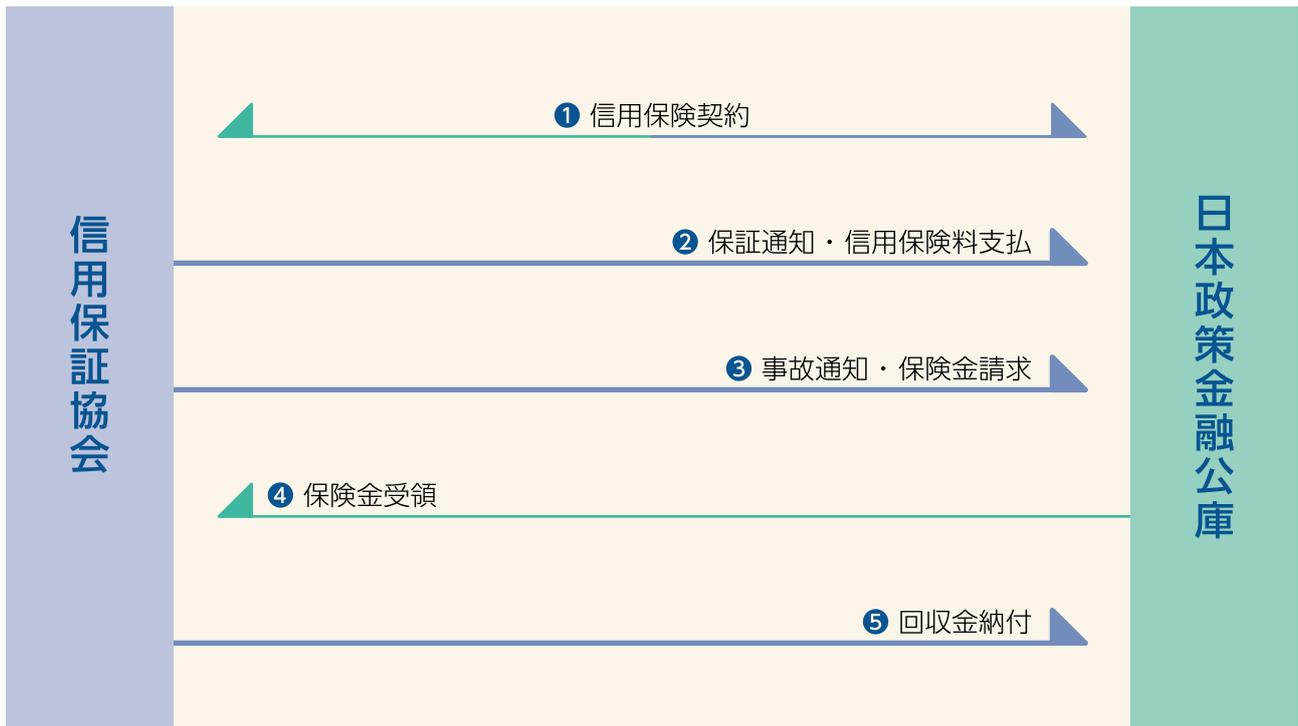
信用保証制度のしくみ



信用保証制度の当事者は、基本的に中小企業者、金融機関、信用保証協会の三者です。

- ①中小企業者は、原則として金融機関を経由し信用保証委託申込書による申込をします。
 - ②信用保証協会は、申込のあった中小企業者の保証審査を行います。
 - ③信用保証協会は、保証審査の結果、信用保証を適当と認めたときは、金融機関に対し信用保証書を発行します。
 - ④金融機関は、信用保証書に基づき中小企業者に融資を行います。このとき、中小企業者には所定の信用保証料を金融機関を通じて信用保証協会へお支払いいただきます。
 - ⑤中小企業者は、借入契約に従って金融機関に借入金を返済します。
 - ⑥中小企業者が諸事情によって借入金の全部又は一部の返済ができなくなった場合、金融機関は信用保証協会に対して代位弁済の請求を行います。
 - ⑦信用保証協会は、⑥の請求に基づき、中小企業者に代わって借入金の残債務を金融機関に支払います。
 - ⑧信用保証協会は、代位弁済により取得した求償債権を中小企業者に対して請求します。
 - ⑨中小企業者は、信用保証協会に対して求償債務を返済します。
- (⑥～⑨は事故の場合)

信用保険制度のしくみ



信用保険制度の当事者は、日本政策金融公庫と信用保証協会の二者です。

- ①信用保証協会が中小企業者のために金融機関に対して行う債務の保証について、原則として全て保険関係が成立する旨の契約を信用保証協会と日本政策金融公庫の間で締結します。
- ②信用保証協会が一定要件を備えた信用保証を行った場合は、①の契約に基づいて日本政策金融公庫に保証通知を行うとともに信用保険料を支払います。
- ③信用保証協会が金融機関に対し代位弁済した場合は、この事実を日本政策金融公庫に通知（事故通知）し、一定期間経過後、日本政策金融公庫に保険金を請求します。
- ④信用保証協会は③の請求に基づいて日本政策金融公庫から保険の種類ごとに定められた割合による保険金を受領します。
- ⑤信用保証協会は、保険金受領後に求償債権を回収した場合、受領割合に応じて日本政策金融公庫に回収金を納付します。

信用保証の利用について

信用保証をご利用いただける方について

■所在地

沖縄県内に事業所または営業所を有し、原則として事業を行う中小企業者が対象です。

- 法人：本店または事業所のいずれかが県内にあること。
- 個人事業主：住居または事業所のいずれかが県内にあること。

■企業規模

中小企業基本法に基づく規模基準に該当する中小企業者が対象です。

- 資本金または従業員のいずれか一方が基準を満たしていれば利用可能です。

業種	資本金	従業員
製造業 (建設業・運送業含む)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業 (※一部除く)	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
ソフトウェア業/ 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
小売業・飲食業	5,000万円以下	50人以下
医療法人等	—	300人以下

※旅行業は製造業に準じます。

■保証対象業種

- 原則、ほとんどの業種が対象ですが、以下の業種・組織形態は対象外です。

【対象外の例】

農林水産業（一部の保証制度を除く）/一部の遊興娯楽・金融業/学校法人/宗教法人/非営利法人/非営利団体（医療法人等およびNPO法人を除く）

- 許認可等が必要な事業を営む方は、当該許認可等を受けていることが条件となります。

■反社会的勢力の排除

暴力団等の反社会的勢力とは取引いたしません。
反社会的勢力との関係遮断への取り組み強化の一環として、保証利用に際し、提出していただく信用保証委託契約書に「反社会的勢力排除条項」を導入しています。

信用保証制度の内容と条件

■保証の利用限度額

個人・法人	2億8,000万円
組合	4億8,000万円

※別枠あり（セーフティネット保証など）。

※沖縄県信用保証協会以外の協会を利用されている方は、合算となります。

■保証期間

保証期間の限度は、各制度要綱等に定めのない場合は、以下のとおりです。

事業資金（借換資金含む）10年

■資金使途

事業経営に必要な運転資金、設備資金となります。

※生活資金、住宅資金、投機資金は対象外。

※原則として、旧債振替資金は対象外。

■連帯保証人

必要となる場合があります。ただし、原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要です。

■担保

必要に応じて、不動産等の物的担保を提供していただきます。

責任共有制度について

「責任共有制度」には「負担金方式」「部分保証方式」の2つがあり、各金融機関にていずれかの方式を選択していただいています。

■「負担金方式」

融資金額の100%を信用保証協会が保証しますが、金融機関の保証利用実績（代位弁済等実績率）に応じた一定の負担金を事後で金融機関がお支払いしていただく方式です。

■「部分保証方式」

融資金額の80%を信用保証協会が保証する方式です。

※小口零細企業保証制度等、責任共有対象外となる保証制度（100%保証）もあります。詳細については、信用保証協会へお問い合わせください。

信用保証料について

■信用保証料

信用保証料は、信用保証協会と中小企業者等の方との信用保証委託契約に基づいて、信用保証協会の保証をご利用いただく対価としてお支払いいただくもので、信用保証協会の運営を支えています。

■信用保証料の支払い方法

- 融資実行時に、金融機関を通じて保証料を一括でお支払いいただきます（条件変更時も含む）。
- 条件によっては、事前申出により分割払いも可能です。
- 保証期間満了前に完済された場合、所定の計算方法により一部を返戻します。

■信用保証料率

信用保証協会では、中小企業の経営状況に応じた「9段階の保証料率体系」を採用しています。責任共有制度の対象となる保証については、借入額（根保証の場合は借入極度額）に対して「責任共有保証料率」が適用されます。また、小口零細企業保証制度等の責任共有制度の対象外となる保証については、「責任共有対象外」が適用されます。

(単位：%)

区分	責任共有保証料率	責任共有対象外制度
9	0.45	0.50
8	0.60	0.70
7	0.80	0.90
6	1.00	1.10
5	1.15	1.35
4	1.35	1.60
3	1.55	1.80
2	1.75	2.00
1	1.90	2.20

※特殊保証制度（当座貸越根保証、カードローン等）や県・市町村の融資制度については、さらに料率が低くなるものがあります。

■保証料率の割引制度について

●会計参与設置会社に対する割引

会計参与を設置している旨の登記を行った事項を示す書類の提出を受けた場合は、0.1%の割引を行います。なお、対象は「会社」に限り、「個人」「医療法人」等は対象外となります。

●有担保保証に対する割引

普通保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、特定社債保険、特定支払契約保険および一部の保険特例に係る保証について、不動産等の担保の提供がある場合は0.1%の割引を行います。

なお、経営安定関連特例保険に係る保証（セーフティネット保証）は有担保の割引はありません。

■信用保証料の計算方法

(区分5の責任共有保証料率1.15%の場合)

●一括返済条件（分割返済条件の据置部分を含む）の計算式

信用保証料 = 借入額（根保証の場合は借入極度額）
× 信用保証料率
× 保証期間（月） / 12

(計算例)

借入金額1,000万円
× 信用保証料率1.15%
× 保証期間（6ヶ月/12ヶ月）= 57,500円

●分割返済条件の計算式

信用保証料 = 借入額（根保証の場合は借入極度額）
× 信用保証料率
× 分割返済回数別係数
× 保証期間（月） / 12

※分割返済回数別係数は以下となります。

分割返済回数	均等分割係数	不均等分割係数
2回以上 6回以下	0.70	0.77
7回以上 12回以下	0.65	0.72
13回以上 24回以下	0.60	0.66
25回以上	0.55	0.61

(計算例)

借入金額1,000万円
× 信用保証料率1.15%
× 分割係数0.55（均等分割係数）
× 保証期間（60ヶ月/12ヶ月）= 316,250円

信用保証料に関する詳細については
信用保証協会窓口へご照会ください。

貸借対照表

(令和7年3月31日現在)

(単位：円)

借方	
科目	金額
現金	386,216
現金	386,216
小切手	0
預け金	7,847,351,379
当座預金	0
普通預金	2,812,570,487
通知預金	0
定期預金	5,021,000,000
郵便貯金	13,780,892
金銭信託	0
有価証券	16,624,001,331
国債	0
地方債	5,735,205,600
社債	10,885,795,731
株式	3,000,000
受益証券	0
新株予約権	0
ファンド出資	0
譲渡性預金	0
その他	0
動産・不動産	237,761,656
事業用不動産	213,833,256
事業用動産	23,928,400
所有動産・不動産	0
建設仮勘定	0
損失補償金見返	7,140,753,317
保証債務見返	269,604,509,226
求償権	2,025,043,573
譲受債権	0
雑勘定	737,876,052
仮払金	1,881,893
保証金	28,460,000
厚生基金	117,049,200
連合会勘定	4,344,609
未収利息	35,256,042
有価証券未収入金	0
未経過保険料	550,884,308
合計	304,217,682,750

貸方	
科目	金額
基本財産	14,846,201,892
基金	8,986,758,041
基金準備金	5,859,443,851
制度改革促進基金	0
収支差額変動準備金	2,721,072,629
その他有価証券評価差額金	0
責任準備金	1,934,701,439
求償権償却準備金	415,512,124
退職給与引当金	587,217,200
損失補償金	7,140,753,317
保証債務	269,604,509,226
求償権補填金	0
保険金	0
損失補償補填金	0
借入金	0
長期借入金	0
(うち日本政策金融公庫分)	0
短期借入金	0
(うち日本政策金融公庫分)	0
収支差額変動準備金造成資金	0
雑勘定	6,967,714,923
仮受金	1,607,939
保険納付金	52,052,377
損失補償納付金	10,533,057
未経過保証料	6,894,255,426
未払保険料	982,774
未払費用	8,283,350
有価証券未払金	0
合計	304,217,682,750

貸借対照表の用語解説

(単位：百万円)

借方

貸方

現金・預け金
7,847

有価証券
16,624

動産・不動産
238

求償権
2,025

未経過保険料
551

その他
187

基本財産
14,846

収支差額
変動準備金
2,721

責任準備金
1,935

求償権償却準備金
416

退職給与引当金
587

未経過保証料
6,894

その他
73

【基本財産】

株式会社の自己資本に相当します。地方自治体や金融機関等から拠出された「基金」と毎事業年度決算における収支差額を繰り入れた累計の「基金準備金」で構成されています。

【収支差額変動準備金】

収支差額に欠損が生じた場合に備え、収支差額の一部（50%が上限となる）を「準備金」として基本財産とは別に積立てます。

【未経過保証料】

受入保証料の内、翌事業年度以降にかかる保証料を計上しています。

【有価証券】

資金運用の安定性・収益性を考慮し、地方債・社債を保有しています。

【求償権】

代位弁済金額から回収額、日本政策金融公庫からの保険金受領額、損失補償金受領額、自己償却額を差し引いた額を計上しています。

【未経過保険料】

当年度中に日本政策金融公庫に支払った保険料の内、翌事業年度以降にかかる部分を計上しています。

【注】保証債務見返（借方）と保証債務（貸方）、損失補償金見返（借方）と損失補償金（貸方）は、備忘勘定で借方・貸方同額のため、このグラフからは除いています

収支計算書の用語解説

(単位：百万円)

支 出

収 入

経常支出 2,198

業務費
823

【信用保険料】

日本政策金融公庫へ支払う当該事業年度分の信用保険料を計上しています。

信用保険料
1,299

【責任共有負担金納付金】

責任共有制度において、金融機関から受領した負担金の一定割合を日本政策金融公庫へ納付しています。

責任共有負担金納付金
72

経常外支出 8,200

【求償権償却】

代位弁済により受領した求償権補填金（保険金、損失補償金）及び回収見込みのない求償権の償却（自己償却）を計上しています。

求償権償却
5,850

（
保険金償却 4,934
損失補償金償却 529
自己償却 386
）

【責任準備金繰入】

景気変動等により代位弁済が想定以上に増加した場合に備え、保証債務残高に対して一定割合を積み立てています。（洗替方式）

責任準備金繰入
1,935

【求償権償却準備金繰入】

協会資産の健全性を保つ観点から求償権残高に対して一定割合を積み立てています。（洗替方式）

求償権償却準備金繰入
416

当期収支差額 815

当期収支差額
815

経常収入 3,407

【保証料】

保証に際し受領した保証料の内、当該事業年度分に対応する保証料を計上しています。

保証料
2,919

【責任共有負担金】

責任共有制度において、負担金方式を選択している金融機関が保証利用実績等に応じて協会に収める負担金を計上しています。

預け金利息・配当金等
149

責任共有負担金
286

その他
53

償却求償権回収金
120

経常外収入 7,805

責任準備金戻入
1,958

【責任準備金戻入・求償権償却準備金戻入】

前年度に積み立てをした準備金の戻入れです。（洗替方式）

求償権償却準備金戻入
264

求償権補填金戻入
5,463

【求償権補填金戻入】

代位弁済により日本政策金融公庫から受領した保険金と地方公共団体等から受領した損失補償金を計上しています。

（
保険金 4,934
損失補償補填金 529
）

コンプライアンスの基本方針

コンプライアンス基本方針（倫理憲章）

当協会は、公共的使命と社会的責任を果たすため、法令等を厳格に遵守し、誠実かつ公正な事業活動を推進するコンプライアンスの実践に取り組んでいます。

これを実践していくために、「信用保証協会倫理憲章（平成10年1月26日全国信用保証協会連合会制定）」の精神に基づき、公的機関として信頼される事業運営に努めています。

●信用保証協会の公共性と社会的責任

信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図る。

●質の高い信用保証サービス

経営の効率化に努め、創意工夫を活かし、質の高い信用保証サービスの提供を通じて、地域経済の発展に貢献する。

●法令やルールの厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行する。

●反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決する。

●地域社会に対する貢献

広く住民とのコミュニケーションを図りながら地域社会への貢献に努める。

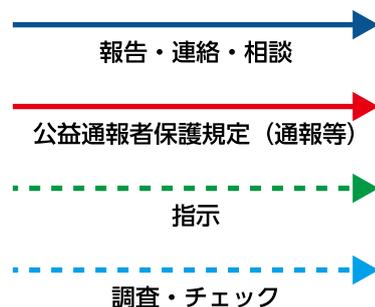
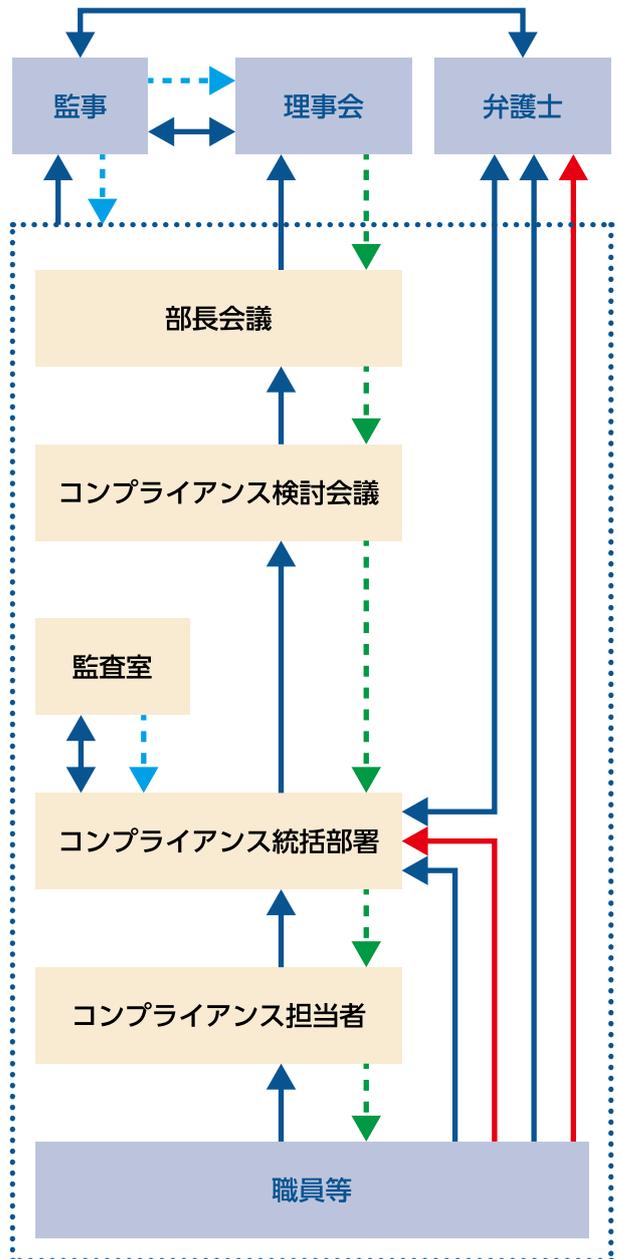
具体的行動規範

中小企業施策の重要な一翼を担っている当協会役職員は、更に一層、社会からの揺るぎない信頼の確立に向け、以下の「具体的行動規範」を実践していきます。

1. 法令・ルール等の遵守
2. 誠実な職務の遂行
3. 守秘義務の履行
4. 職務上の地位を利用した不適切な関係の回避
5. コンプライアンス関連事項への対応
6. 反社会的勢力（不当要求行為）との対決
7. 外部からの苦情・トラブルへの対応
8. 職場秩序の維持
9. 違反行為の報告
10. 違反行為に対する懲罰

コンプライアンス組織体制図

当協会では、コンプライアンス組織体制図で示すとおり、「コンプライアンス統括部署」を中心に、組織全体でコンプライアンスの推進と定着を図っています。



個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

沖縄県信用保証協会は信用保証協会法（昭和28年8月10日法律第196号）に基づいて設立された法人です。中小企業等の皆様が金融機関から融資を受ける際、その債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

（1）個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

（2）個人情報の取得・利用・提供

●当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。

●取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。

●取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。

●お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

●個人信用情報センターから提供を受けた情報であって、お客様の返済能力に関するものをお客様の返済能力の調査以外の目的には使用いたしません。

（3）個人データの適正管理

お客様の個人データ（当協会が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、当協会が個人データとして取り扱うことを予定しているものを含む。以下本項において同じ）について、組織的・人的・物理的・技術的安全措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。安全管理措置の主な内容につきましては、当協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の9.「保有個人データの安全管理措置に関する事項」に公表しておりますのでご覧ください。

（4）個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

（5）個人データの委託

●当協会は、個人情報保護法第27条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。

●委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

（6）保有個人データ等の開示・利用目的の通知

●法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データ等の開示およびその利用目的の通知を求めることができます。

●請求の方法は当協会窓口（※）に備置してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口（※）に持参（または郵送）ください。

●個人データの開示および利用目的の通知につきましては実費相当額をいただきます。

（7）保有個人データの内容の訂正等、利用停止等、第三者提供の停止

●当協会が保有する個人データについて、内容の訂正・追加・削除、利用停止、消去または第三者提供の停止のご要望がある場合は、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、ご対応いたします。

●（6）（7）の具体的な手続につきましては当協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8.（3）「開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

（8）質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

（9）開示・利用目的の通知・内容の訂正等・利用停止等・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

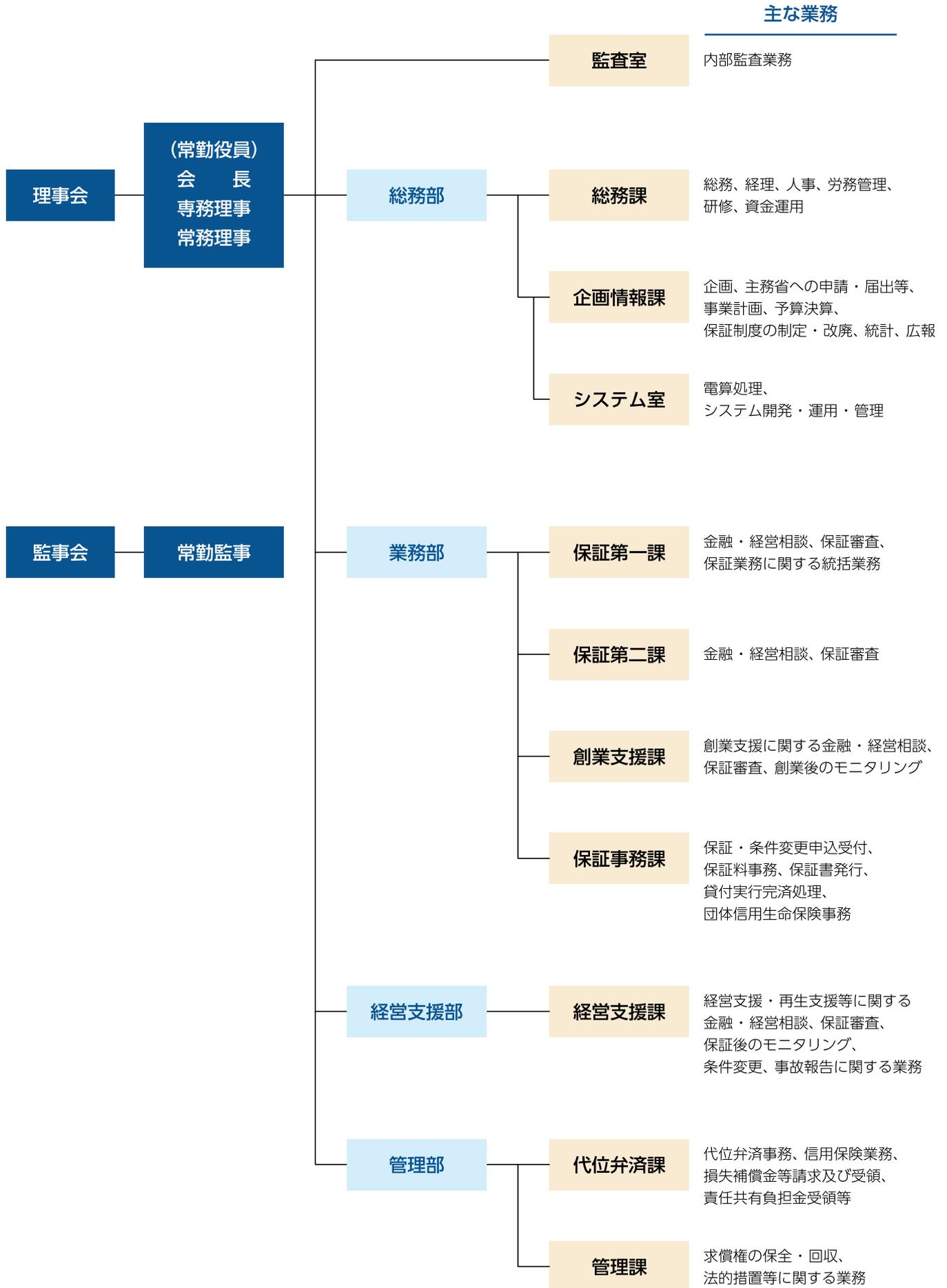
当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

●住所 沖縄県那覇市前島3丁目1番20号

●電話番号 (098) 863-5302

●部署名 総務部総務課





事業所所在地

所在地 〒900-0016 那覇市前島3丁目1番20号

総務部
総務課 ☎ 098-863-5302 FAX. 098-863-6805
企画情報課 ☎ 098-863-5077 FAX. 098-863-6809
システム室 ☎ 098-863-5077 FAX. 098-863-6809

業務部
保証第一課 ☎ 098-863-5300 FAX. 098-868-7320
(担当地域) 那覇市、糸満市、豊見城市、南城市、宮古島市、石垣市、
島尻郡 (伊是名村、伊平屋村を除く)、宮古郡、八重山郡、県外
保証第二課 ☎ 098-863-5300 FAX. 098-868-7320
(担当地域) 浦添市、宜野湾市、沖縄市、うるま市、名護市、中頭郡、
国頭郡、島尻郡 (伊是名村、伊平屋のみ)
創業支援課 ☎ 098-863-5303 FAX. 098-868-7320
保証事務課 ☎ 098-863-5076 FAX. 098-863-5308

経営支援部 経営支援課 ☎ 098-863-5310 FAX. 098-863-5316

管理部
代位弁済課 ☎ 098-863-5301 FAX. 098-863-5307
管理課 ☎ 098-863-5301 FAX. 098-863-5307



沖縄の明日を支える皆さまと共に

沖縄県信用保証協会ディスクロージャー誌 2025

発行 2025年9月
沖縄県信用保証協会 総務部 企画情報課
住所 〒900-0016 沖縄県那覇市前島三丁目1番20号
電話 098-863-5077
ホームページ <https://www.okinawa-cgc.or.jp/>



▲ホームページ